



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 8 月 31 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「人民元建ての貿易決済と非居住者口座の開設について」

人民元の国際化を図る目的で、2009年7月、試験地域における人民元建ての貿易決済が解禁されましたが、2010年6月より、その貿易決済の対象地域、取引範囲がさらに拡大されました。また、2009年12月より、上海市、広東省などの地域で、国外機構(非居住者企業)の国内人民元口座の開設ができるようになりました。概要については、以下の通りです。

1、人民元建て貿易決済について

対象国・地域	拡大前	香港、マカオ、東南アジア諸国連合(ASEAN)
	拡大後	全世界の国々・地域へ
国内対象地域	拡大前	上海市、広東省4都市(広州、深セン、珠海、東莞)
	拡大後	上海市、広東省全省、北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆の20省・自治区・直轄市へ

取引内容	拡大前	輸出入貿易決済のみ。
	拡大後	輸出入貿易決済に加え、サービス貿易(≒役務提供取引)及びその他經常項目も追加。
国内対象企業	拡大前	選定された企業に限定。
	拡大後	輸出貿易決済は選定された企業に限定(変更なし)。 輸入貿易、サービス貿易(≒役務提供取引)及びその他經常項目の決済は20地域に所在する全ての企業が対象。

※中国側から見た輸出・輸入として記載しています。

2、非居住者企業の人民元口座について

開設条件	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易代金を人民元で決済する場合。 ・輸出貿易代金支払のため銀行で貿易融資を受ける場合。 ・合法的に証券投資を行なう場合。 ・不良債権の回収を行なう場合、等。
使用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・人民元貿易の入出金、国内外にあるその他の同一名義人民元口座からの資金移動 貿易融資での利用、口座解約時の出金、等。 ・現金での入出金、人民元の外貨への両替は不可。

※口座開設への対応は、銀行により異なっておりますが、まだ一部の企業に限られているようです。

出所:「クロスボーダー貿易取引の人民元決済試行管理弁法」(6部門公告[2009]10号)
「クロスボーダー貿易取引の人民元決済試行拡大に関する問題の通知」(銀発[2010]186号)
「上海市国外機構の国内人民元銀行決済口座管理暫行弁法」(上海銀発[2009]219号)
「国外機構が深センの銀行に人民元銀行決済口座の開設に関する問題の通知」(深人銀跨[2010]2号)
「広東省の国外機構の人民元銀行決済口座管理ガイドライン」

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載